

平成26年度組織機構の見直しについて（概要）

1 実施時期

平成26年4月1日

2 見直しの基本方針

本市では、「市民本位の政策主導型組織への転換」を基本理念とし、効率的な組織体制の整備を進めることとしている。

平成26年度においても、引き続き、政策主導型組織の機能性と実効性を高める観点から、行政組織の見直しを実施する。

3 見直しの内容

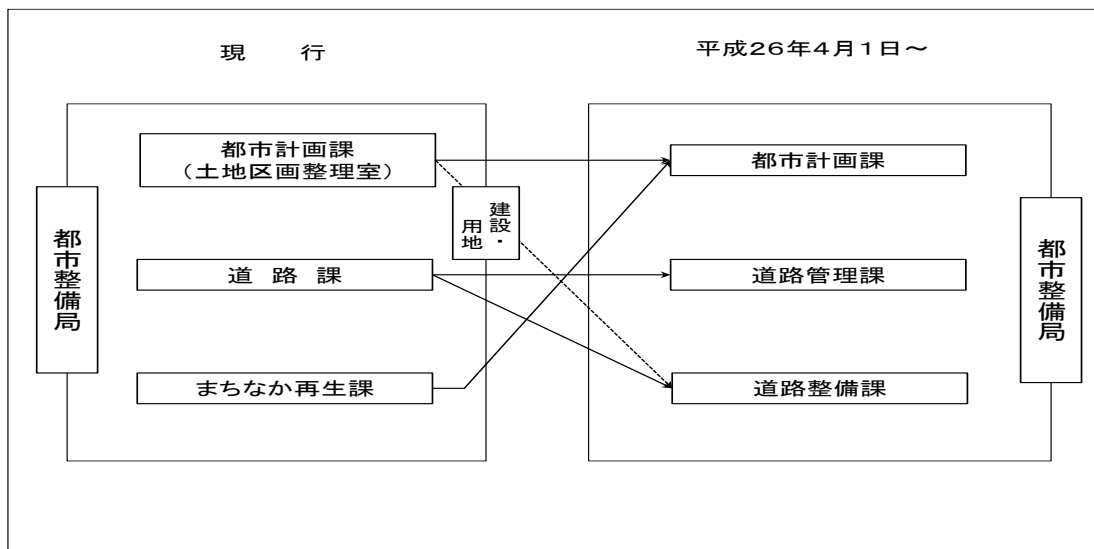
(1) 「財産活用課」の「財産経営課」への名称変更

経営的な視点から設備投資や管理運営を行う、ファシリティマネジメントに関する事業の積極的な推進を図るため、「財産活用課」の名称を「財産経営課」に変更する。また、財産活用課「財産管理室」を廃止する。

(2) 道路（都市計画道路を含む）、まちなか再生を所管する組織の再編

道路（都市計画道路を含む）を所管する組織を再編し、事業を効率的に推進するため、都市整備局の「道路課」を廃止し、新たに「道路管理課」、「道路整備課」を設置するとともに、まちなか再生も含めた都市計画に関する事業を一体的に推進するため、「まちなか再生課」を廃止し、「都市計画課」に一元化する。

また、都市計画課「土地区画整理室」を廃止する。



4 組織数の増減

平成25年 4月： 12局 6部 96課 23課内室

平成26年 4月： 12局 6部 96課 21課内室

(内訳)

区分	増		減		増減
課	+ 2	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理課 ・道路整備課 	- 2	<ul style="list-style-type: none"> ・道路課 ・まちなか再生課 	± 0
課内室			- 2	<ul style="list-style-type: none"> ・財産活用課 財産管理室 ・都市計画課 土地区画整理室 	- 2